

議会改革特別委員会記録

開会年月日	平成 27 年 8 月 26 日
開会時刻	午後 1 時 00 分
閉会時刻	午後 2 時 57 分
出席委員名	◎工村一三 ○野崎隆太 楠木宏彦 吉井詩子
	吉岡勝裕 上田修一
	小山 敏（議長）
欠席委員名	
署名者	楠木宏彦 吉井詩子
担当書記	伊藤 亨
協議案件	1 第 1 回中間報告について
	2 今後の進め方について
	3 追加検討項目（A及びC）について
	4 次回の会議について
説明者	

開会 午後 1 時00分

◎工村一三委員長

ただいまから、議会改革特別委員会を開催いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日、御協議いただきます 1 番目といたしまして、「第 1 回中間報告について」ということで、本特別委員会の中間報告について御協議をお願いしたいと思います。

2 番目といたしまして、「今後の進め方について」ということで、具体的検討項目の検討スケジュール、また、議会基本条例、議員倫理条例についての検討の進め方など、前回に引き続き御協議をお願いしたいと思います。

3 番目といたしまして、「追加検討項目（A 及び C）について」ということで、持ち帰って検討をいただいております①の一般質問・議案質疑の発言調整について、及び②会議への携帯・スマホ・タブレット等の持ち込みについて御協議をお願いしたいと思います。

最後に 4 番目として、「次回の会議のこと」といたしまして、協議内容及び開催日時について御協議をお願いしたいと思います。

それでは、会議に入ります。

本日の会議録署名者に、委員長において、楠木委員、吉井委員の御両名を指名いたします。

【第 1 回中間報告について】

◎工村一三委員長

はじめに、事項書 1 の「第 1 回中間報告について」を議題といたします。

平成 25 年 12 月に本特別委員会が設置されまして、これまで 22 回の会議を開きまして、「予算・決算審査のあり方」「広報広聴委員会の設置について」、また、「議会報告会について」など御協議をいただいております。

中でも、広報広聴委員会につきましては、本年 12 月定例会での設置を目指すということ

で確認をしておりますので、これまでの特別委員会の調査活動の経過とあわせまして、9月定例会におきまして中間報告をしてはどうかと考えております。

そこで、第1回中間報告の案と本会議での説明文案を作成いたしましたので、内容につきましては御協議を願いたいと思います。

なお、本会議での報告は9月定例会の最終日にしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、資料1-1、1-2があります。1-1につきましては、文面で中間報告という形で皆さんに配付させていただきたいと思います。

資料1-2につきましては、中間報告の委員長説明文ということで、この文をもって説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

まず、中間報告書を見ていただきまして、今までやってきたことを事務局でまとめていただきましたので、これについて、内容に追加するもの、修正することがございましたら、お聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

平成25年12月24日から27年8月26日までということ。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

一つだけ、この中間報告書と委員長の説明文ということで二つ別々でいただいておりますけれども、中間報告書の中には4ページ目に議会報告会のことを載せていただいております。次回5回目は11月に12会場とする予定ですということ載せてあるんですけども、委員長の説明文にはその部分が載っていないので、ぜひ、それを載せていただいて、皆さんよろしくということ、口頭で説明していただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

◎工村一三委員長

はい、わかりました。

この件について、どうでしょうか。

上田委員。

○上田修一委員

説明文の中に、広報広聴委員会の設置について、まだ決まってない言葉が、文言が一つ書いてあると思うんです。「原則として各会派から1人を選出するということ」、及び「8人」というのは、これは決まってないと思うんですけども、その辺のところはどうされるんですか。

◎工村一三委員長

この件につきましては、後ほどお話しさせていただこうと思っておりました。前回確認していただいた内容については、このとおりであります。しかし、今回、各会派からということで、会派構成、会派の数が変わりまして、1人会派が一つふえましたので、ここにつきましては、どういうふうに変更するべきかという確認を、きょうとっていただきたいなというふうに思っておりましたので、上田委員から提案いただきましたので、その辺いかがいたしましょうか。

上田委員、何かいい考えがありましたら。

上田委員。

○上田修一委員

会派の考え方を重視すると、この項目は、前回確認事項のときに書いてあるのは「望ましい」とかいう形で書いてしまっているので、委員のあり方というのは、もっと具体的なことが必要じゃないかと思うんですけど。

8人とかそういう人数ではなくて、本当にこの委員会をどういう構成にするのがいいのかということをもっと議論すべきかなと思ってます。以上です。

◎工村一三委員長

といいますのは、例えば、どういうふうな感じで。

上田委員。

○上田修一委員

各派代表者会議のところでは人数制限をして、8になったり、9になったり、7になったり、動くような体制になっていくと思うんさ、この形でいくと。各派ということになってしまうと。だから、各派代表者会議で決めていただくという形の、各派代表者会議に主体をもってもらって体制をつくったほうが、各派が5になった、8になった、10になった、4人になったという、各派が流動的な言葉しか書けやんと思うんさな、この辺のところは。その辺のところは、皆さんの御意見をいただきたいなと思うんですけど。

◎工村一三委員長

そうしますと、今の常任委員会の委員の決め方みたいな感じというふうに解釈してよろしいですか。

○上田修一委員

だから、人数はきちっとしておいてもいいんやけど、各派という形になると、8と書いてあるのに4会派しかない場合は、8を出すのは2にする会派と3にする会派と、いろいろ出てくると思うんさ。人数を頭にして各派と言うてくると。偶数でいく間はいいとしても、奇数になったときに、5になったら8はどうやって決めるのやという話になってくる気がするんやけど、その辺はどうかな。

◎工村一三委員長

各会派から1名ということになってきますと、会派の構成によっては人数が変動する場合があるので、定数だけを決めておいて、あとはドント方式なり何なりで、各派で常任委

員会みたいに決めていただくという考え方でよろしいのでしょうか。

上田委員。

○上田修一委員

そのほうが、ドント方式か何かで決めておいたほうが、後でまた訂正、修正ということが出てくるのかなと思うんですけど。

◎工村一三委員長

この意見に対しまして、どうでしょうか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

私は、逆に会派から1名出ていただくということが基本的なスタンスで、そのときによって、今度の場合9人になるわけですけども、ですから、ここをもし文章にすると「8人程度とする」というふうな形にしておいて、その都度特別委員会の人数を変えるような形にはできないのかなと。数を決めるよりは、各会派から1名というものを優先すべきだと、僕は思います。以上です。

◎工村一三委員長

吉井委員、どう思いますか。

○吉井詩子委員

この「原則として各会派から」というのは、もともと多くの方に参加してもらわないかんということから始まったということと、会派の中から、会派というものを重んじてという考えから出て、「委員数は8人」というのは、広報が4人、広聴4人という考え方もあるというようなところから出ているので、それを合わせていくと、やっぱり8人という数

を決めるということは、これは決めておいたほうがいいのではないかと思います。

その上で、この「会派から」というのをどうするかというのは、ちょっと私としては決めかねていますけれども。

◎工村一三委員長

定数としては8人、選出方法はちょっと今、決めかねるということですね。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

この広報広聴委員会というものの性格として、どちらかというと実務的な部分が大きいのかなという感じもしますものですから、それで、この8人という数が提案されてきたのかなと思うので、これより多くてもやりにくい、少ないとちょっとできなくなる、みたいなことがありますね、そういったことがあるから、やっぱりまずは8人程度ということで、これ「程度」ということにするのか、そこら辺は、はっきりよくわかりませんが、

ということにしておいて、委員数の決め方も、各会派から1名以上とか、1名とかになってくるんですけど、それも難しいなというような感じもしてんですけどね。だからドント方式で出すのか、それとも、もっと別のもので、こういう仕事がやりたいというような、実務的な面です、そういうふうなことを優先したほうがいいのかという思いもあったりするんですけどね。

だから、結論としては、やっぱり人数は8人程度というふうにすべきなんだろうとは思っています。

◎工村一三委員長

上田委員。

○上田修一委員

すいません、事務局へですけど、程度という言葉が、特別委員会は通用するんですか。特別委員会として、程度という言葉が使えるのかどうか確認をお願いします。

◎工村一三委員長

事務局。

●杉原議会事務局次長

8人程度ということであれば、9人ととらえることもあるし、7人ととらえることも可能やと思いますけれども。

◎工村一三委員長

上田委員。

○上田修一委員

私の言うのは、そういう言葉の文面が使えるかどうかということ。この文面に、8人程度という言葉を書けるのかどうか。

◎工村一三委員長

暫時休憩します。

休憩 午後 1 時16分

再開 午後 1 時29分

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開いたします。

ただいま、広報広聴委員会の委員の選出方法並びに委員定数について、休憩の中で議論していただきました。

結果といたしまして、協議の内容としましては、委員は原則として各会派から1人を選挙すること及び委員数は8人以上とすることが望ましいということで御確認をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

ありがとうございます。異議なしということですので、委員数は8人以上とすることが望ましいということに変更いたしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに、この報告文並びに報告内容につきまして御発言のある方は挙手をお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

そうしましたら、中間報告書、資料1-1のほうも変更しておいていただけますでしょうか。よろしくお願ひします。

よろしいでしょうか。

副委員長。

○野崎隆太副委員長

皆さんに、これ御議論だけいただければいいかなと思ひますけども、説明文の作成の中で、一番最初のところで、議会改革特別委員会は25年12月、8人の委員をもって設置されというような形で、これまで22回にわたる会議を開催し、鋭意かつ、というようなことがございます。こちらの、中間報告の報告書の中には2会派が抜けられたことは記載されておるんですけども、ここでは現在の委員数が6名ということは記載はないんですけども、このあたり、載せるべきかどうかだけ、皆さんの御意見だけいただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

◎工村一三委員長

いかがでしょうか。

「8人の委員をもって設置され、これまで22回にわたる会議を開催し」というところの文言なんですけど。2会派が抜けられておりますので、その辺。

上田委員。

○上田修一委員

やっぱり、きちっと、報告文なんやで、その背景は書いたほうがええんちがうかなと思うんです。記録として、この文章を皆さんの前に報告するんで、委員長として本会議場でやるんで、その辺のところ文章の書き方は非常に難しいんやけど、やっぱり、何回まで8人で、何回から6人でという言葉かなんかで節目をつくつとかと、聞いた8人は俺ら2人はずうっと入ってへんやないかと逆に横やりを入れられても困るかなと思うんで、何月何日までの、ここに書いてある26年12月まで入っておったとか、それが何回かわからんけど、そこまでおったけども、そこから以降は、何回からは6人になりましたというように言葉で入れといてせんと、自分らは、やっとなるほうはええけども、離れた人が、俺らやってないのに書かれとるということを言われるかなと思うんですけど、その辺はどうでしょうかね。

◎工村一三委員長

ほか、意見ございますでしょうか。

13回まではやって、14回目からが6人になっとるんですけどね。

8人の委員をもって設置され、13回の会議を開催、また、その後6人の委員をもって、合計22回にわたる会議を開催したというふうな書き方でもいいわけですね。

どうでしょうか、皆さん。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

僕もやっぱり、6人というのは、はっきり入れるべきだと思いますので、これこれを目的に、当初8人の委員をもって開始し、14回目からは6人の委員で、これまで合計22回にわたるといような感じで書いてはどうでしょうか。

◎工村一三委員長

どうでしょうか、ほかの方。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

お二方と同じ意見です。二人の方はそのような形で記載していただきたらと思います。まあ、会派ということで出ていただいておりますので。

◎工村一三委員長

吉井委員。

もう一つのやり方は、ここに8人の委員をもってというのを書かないというやり方もあると思うんですが。表を見たらわかるということで。しゃべるときに、「研究を行うことを目的に設置され」でもいいかなとは思いますが。皆さんが、言ったほうがいいというのなら、それでいいかと思います。

◎工村一三委員長

どうでしょうか。何回から何回というふうな、例えば、言葉は正副で詰めたいと思いますが。一応、区切りだけは入れますか。

6人という言葉を入れますか。よろしいでしょうか。吉井委員もよろしいですか。

○吉井詩子委員

はい。

◎工村一三委員長

それでは、御提案のありました、資料1-2の案、1ページの上段部分、「8人の委員をもって設置され」、ここに、14回目からは6人の委員でやっているということを記載したいと思います。よろしくお願ひします。文面につきましては、正副委員長に一任していただきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

あと、ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

なし、ということですので、議会改革特別委員会第1回の中間報告につきましては、これで終わりたいと思ひます。

多少、文面をいろわないけませんので、報告書の文章につきましては正副委員長に一任していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

【2 今後の進め方について】

◎工村一三委員長

それでは、次の項目、事項書2の「今後の進め方について」を議題といたします。

前回の会議では、具体的検討項目の検討の進め方、また、議会基本条例、議員倫理条例の進め方について御協議をいただきました。その中で、条例案の協議の進め方について、分科会を設けようというような御意見をいただいたこともございまして、一度、会派へ持ち帰って御検討していただくということでもございました。

それでは、まず、会派で御確認いただきました内容について、御発言をお願いしたいと

思います。

上田委員。

○上田修一委員

うちの会派の中でこの話をする前に、この分科会の問題について、前回の報告文について、なにか、この骨子案は、そういう分科会とかそういうものはなしで、議会改革特別委員会が骨子案を出したら議長のほうに届けるというような進め方には、なってなかったと思うんですけどと言われて、議会事務局に確認をしたいんですけど、そういう内容でございいますか。

前委員長からの、そういう答申の仕方の、分科会とかそういうものはつくらないで、議会改革特別委員会として骨子案を議長に出すということになっていないですか。

◎工村一三委員長

事務局。

●杉原議会事務局次長

前回の骨子案のつくり方ですけども、正副委員長と事務局で相談しまして骨子案というのをつくらせていただいて、議会改革特別委員会で確認をいただいて、議会で報告されてという形で記憶しております。

◎工村一三委員長

上田委員。

○上田修一委員

ということは、分科会の問題は、そこではできないという形になってないんですか。

◎工村一三委員長

分科会の形というところ。

○上田修一委員

分科会を設置してもいいとか、設置しなければならないとか、そういう言葉の解釈には、なっていないんじゃないですか。

◎工村一三委員長

暫時休憩します。

休憩 午後 1 時40分

再開 午後 2 時01分

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開します。

ちょっと戻ってしまって申しわけございません。先ほどの、会派で検討された内容について、もう一度、御確認をしたいと思いますので、上田委員から、よろしくをお願いします。

○上田修一委員

前回の検討してくれという内容については、議会改革の基本条例の骨子については、以前は、分科会とかそういう形ではなくて、議会改革として決められたことで骨子案をまとめていくと。あと、今後そういう、詰めるというか、今後の進める中の内容についてはいいですけど、それ以外は中間報告でされているというような感覚で受け止めておりました。以上です。

◎工村一三委員長

楠木委員。いかがでしょうか。

○楠木宏彦委員

今後の、この議会基本条例の中身の検討のやり方ということで、これ基本的には、やはり市民と合意をする中でつくっていく必要があるだろうと。そうすると、市民との意見交換の場をできるだけ設けるような形で進めていく必要があるというようなことで、その分科会の問題とか、そういった問題については、ここ自体の中でどのように進めていくかについては、まだよくわからないところもありまして、一応、そういう立場だけはっきりさせたいとは思いますが。

◎工村一三委員長

そうしますと、パブリックコメントなんかを、これ、案ができた時点でするとか、そういうふうな考え方でよろしいですね。

○楠木宏彦委員

そうですね、それ以前に何らかの形で反映することができるようなことが考えられればと思うんですけど。

◎工村一三委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

私どもの党では、きょうのこの報告書を見てもわかりますように、今までの21回の会議の中で、かなりの部分、議会報告会についてというのが占められてますので、この部分が広報広聴で持ってもらえるということで、ここの委員会で改革ということに専念できる、具体的検討項目に専念できるということになるのかなと思います。

それと、前回の資料でいただいた、次に検討する具体的検討項目の中で、下線を引いてもらっとる、議会基本条例の骨子案というのと重なる部分がかかなり多くありますので、ここを中心に、この議会改革の委員会を中心として、もっと傍聴の方にもたくさん来ていただいて、また回数をふやすなりして、まあ、分科会をつくるというのは非常に、多くの方に参加してもらおうということで、すごく理想的だとは思いますが、また、それをつくるに当たって時間がかかったりとかするのではということも危惧されますので、ここの委員会で、改革同時型みたいな感じの、先行型から同時型へ、今思いついた言葉ですけど、そういう形で、この骨子を詰めながら検討していくっていうふうではどうだろうかというふうに話し合いをしました。

◎工村一三委員長

はい、ありがとうございます。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

前回の特別委員会の中で、いろいろそういう提案もさせていただいたわけなんですけども、それに至った経緯というのは、会津若松へ行って、そういう基本条例を見て、そして、帰って来てからの、今後の進め方のこのスケジュールを見て、大体あと20回だねというふうなことも含めてですね、そういう議論があった中で、このグループだけでできるんですかという疑問もあって、そういう提案をさせていただいたところですけども、先ほどの議論からですね、話をしていく中で、やはり今は骨子案をまず骨子にしていかないかというのが私たちの使命であるならば、まずそちらを優先して、それで、当然、条例をつくるのであればということで、そういうちょっと先走った意見提案になったのかもしれませんが、やはりその骨子案を骨子にしていこうということであれば、自分たちの中で改革を進めながら、この骨子をまず、ちゃんとしたものにつくり上げて、それから、議会の中でこれを条例にしていくような段取りを進めていただくような形がベストなんかなという

ふうに改めて思いますので、会派では、いろいろそんな話まではしてないんですけども、今議論の中でそのように感じましたので、そのような会派の意見としたいと思います。

◎工村一三委員長

はい、ありがとうございます。

副委員長。

○野崎隆太副委員長

我々の会派の中で話をさせていただいたのでは、一つは、分科会ではなくて、議会改革特別委員会があるので、これから広報広聴特別委員会が仮に12月にできるとすれば、今までの作業内容と、少し負担も変わってくるような話にもなるのではないかとということで、より実務的なものから、もうちょっと改革とか議会改革の内容について話をする時間がふえるんじゃないかとということで、こちらでされてはどうかというような意見でございました。

あともう1点は、骨子案から骨子の作成に移って議会基本条例の話をするというのは、それ自体はとりたてて問題はないのかもしれませんが、一応、本来的な手続としてと言うとあれですけども、改革先行型、改革をやめるという話では当然ないにしても、どの段階で改革先行型から今から骨子に移るのかという、議会の中での承認というか手順というのを踏むのがやっぱり必要なのかなと。

議会改革特別委員会が、もう時間がないから、間に合わないから、条例をいきなりつくりだすんだというような、今までの先行型という議論はどこに行ったんだという話が出てくると思いますので、やっぱり議会の中でしっかり承認を受けながら、ここで一度、ここまでまとまったので、例えばですけども、中間報告をされるなら、この中間報告の案で一度そこで、少なくともこの中間報告までで決まった内容だけでも骨子に反映をする作業をさせていただきたいという形で、議会から承認を得ることが必要かなと。

そうでなければ、最終的に議会全体の承認を得られない形の議会改革の方向に進んでし

まうのではないかなというような危惧があるということだけ、会派の中では意見がございました。以上です。

◎工村一三委員長

はい、ありがとうございます。

まあ、先ほどの議論もありまして、基本的には、今度、議会報告会もなくなりますので、ある程度、議会改革特別委員会としては、改革に向けて、中身の吟味をできるというふう
に考えております。

その中で、先ほど意見が出ましたように、議会基本条例の骨子案をいただいております
ので、この骨子案に沿った改革の内容をもう少し詰めていって骨子をつくり上げるという
考え方で進めさせていただきたいというふうに思います。

皆様の意見も、大体そういうふうな意見であったというふうに思います。それから。

はい、上田委員。

○上田修一委員

委員長のその進め方はいいんですけど、先ほども野崎副委員長が言われたように、中間
報告、過去平成25年にやられて、一応のあれがされてるんです。されてるということは、
常識的に、中間報告は、本会議の中で報告されたことは生きてるというふうに私としては
思っています。

そうやけども、先ほどの副委員長の答弁では、それをもう一度、再度確認をする、そう
いうものを手続きをとりなさいというふうになると、ちょっとどうかなというふうに思っ
てます。というのは、今回の中間報告を仮にしても、広報広聴委員会の設置についても、
中間報告ですので、これが9月の本会議でやっても12月になるという手続きをまた踏まな
いかんということになるというふうに意図されるんで、そうじゃなくって、中間報告され
て、委員長が報告したものは、もうそれは当然そういう文面として生きてるんだというふ
うに解釈しておるんですけども、私そう思いますけども、いかがなものでしょうか。

◎工村一三委員長

はい、暫時休憩します。

休憩 午後 2 時11分

再開 午後 2 時17分

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開いたします。

先ほど副委員長のほうからも話がございましたように、骨子案について検討し骨子を早急にまとめたいと思います。そして、議長のほうに提出したいと思いますので、ひとつよろしく、お願いしたいと思います。

暫時休憩します。

休憩 午後 2 時18分

再開 午後 2 時19分

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開します。

先ほど副委員長から話がございましたように、議会改革につきましては、基本条例、倫理条例とも改革先行型で取り組んでいくということですので、私としましては、改革先行型で取り組んでいく以上、現在の骨子案をまとめることによって改革先行型として取り扱っていききたいというふうに思っております。

骨子案の内容につきましては、まだまだ検討せないけない内容もございます。ですから、現在やっている改革につきまして骨子案に入れていききたいというふうに思っております。

それから、追加するべき点につきましては、皆さんと一緒に追加していききたいというふ

うに思います。委員会として、具体的なところまで議論されていなかった部分もございません。その辺も、先進事例を参考に条例の骨子案として確認されたところも、うちがございますので、その辺も含めて骨子案を骨子につくりかえていきたいというふうに思っております。

それで、前回の会議でもお話ししましたが、この骨子案を前向きに進めて骨子に議会改革として詰めるということですが、この具体的検討項目の中にも、まだまだ具体的な議論が必要な部分、例えば骨子5の「会派」、骨子11の「法第96条第2項の議決事件」、それから、骨子22の「他の条例との関係」等がございます。

それで、また、例えばですけど、具体的検討項目で、「災害時における議会の対応」などにつきましても、骨子案に、本特別委員会で協議し確認された内容を入れるかということも、これから話し合っていきたいなというふうに思っております。

それから、ちょっと前に事務局からも話ございましたけど、骨子案を作成してからもう2年が経過していることもありますので、その辺、骨子案に対する再確認もこれからやっていかなければならないというふうに思っております。

ただいま申し上げた点について、議会改革特別委員会として議論を終えましたら、条例についての協議は議会全体で行うことになっておりますので、骨子の結果を議長に報告し、条例案についての協議は議長において取り計らいをしていただいでいくことになると思います。

そこで、特別委員会の今後の進め方ですけど、二通りあると思います。

先ほどの話の中で、討論の中でございましたが、具体的検討項目について議論を進め、ここで確認された内容をもとに骨子案に追加、修正していくという進め方。

もう一つは、今の骨子案をもとに、その内容について議論を進めていくという、二通りの進め方があります。

今申し上げた点なども含めて、今後の進め方について御協議を願いたいと思います。

具体的検討項目について、先ほど話もございましたように、議論を進め、そこで確認された内容を骨子案に、全部、一つずつ追加していくという、まあちょっと長い話になると

思いますけど、その案。それから、今の骨子案をもとに、その内容について議論を進めて骨子に仕上げていくという二つのやり方があると思いますけど、その点はもう、今の骨子案を中心にその議論を進めていくという形で、今の骨子案の内容の未解決の部分あるいは修正しなければいけない部分を先に進めていくというふうな考え方で承してもらってよろしいでしょうか。

上田委員。

○上田修一委員

委員長がまとめられた形ですね、過去もずっとそういう、現にあるその骨子案を、その中の箇所を変えていく、修正をしていくという形で進められて来たんやで、それはやっぱり強調してほしいなと私は思ってます。

◎工村一三委員長

はい、ありがとうございます。

暫時休憩します。

休憩 午後 2 時24分

再開 午後 2 時39分

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開いたします。

それでは、今の骨子案をもとにその内容について一つずつ議会改革で項目を検討していくということで御了解をいただきます。

それで、骨子案の検討を優先するというので、どの検討項目を優先にするかということにつきましては、いかがいたしましょうか。

この12項目ございますし、またあるいは、2年前につくっていただいた骨子案の上から

一つずついくのか、その辺についてちょっと御議論いただきたいと思いますが。進め方につままして。

8月5日に配付させてもらいました資料2-1、12項目の内容について、この議会基本条例骨子案と右に書いていただいております内容のものを、上から一つずつ解決していくのか、あるいはこの骨子案の文について、文どおりに上からずうっと検討していくのか、どちらがよろしいですか。

また、それ以外に進め方としていい案がありましたら御発言をお願いしたいと思います。どうでしょうか。

次までに考えるか。

先ほどの中で骨子案を優先的に仕上げていくという確認はしていただいたと思いますので、その進め方につままして、再度確認をお願いしたいと思います。

上田委員。

○上田修一委員

あまり発言はしたくなくなってきたんやけど、やっぱり改革先行型というふうに伊勢は打ち上げて現実にやっとするんやで、本当にこれで皆さんが意思決定しとるように、この議員の期間中にやろうということを掲げたら、それに向かってやっぱり進めていく。その中で、この2年たって結果はこれだけの項目しかできなかったというような形で、この2年間に中間報告するというような形で、本当にこれで、この骨子とその具体的検討項目を本当にやっていくと、という話が出てくると思うんですよね。

だから、もっとタイムスケジュール的なもので、これとこれとこれはこれですて、この骨子はここら辺ということ、大きな大筋を決めないと、これもやり、どんどん論議をしていったらまたこれが延びていったというような形には、ならへんような気がするもので、もう少し正副委員長で、このものを決めていって、ここでこの終止符を打つのであれば、うちの期間中に、これだけはこういうふうな、この期間に何とかおさめたい、それで、こういう形をつくりたいということ、大筋の論議がなかったら、これを皆さんの意見を聞いて

とる中で決めておっても、こちらの意見を聞いていただくのはありがたいけど、それで本当に最終の終着点があるのかなというふうに、ちょっと疑問を感じてきとるんですよ。このままで行ってね、本当に自分たちの任期中にやれるということは、私自身は、これだけの2年間でこんな状態やと、もうあと2年間やで、また三つかな、四つかなという話になってったときに、結局は難しかったという話にはならないと思うんです。皆さんが、ここまでするという意思決定をしとる以上は。

その辺ところは、やっぱり正副で、もう少しこう骨格をつくってほしいなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

◎工村一三委員長

今まで、本当に、議会報告会でほとんど時間を取られとったということがあります。まあ2年間。それから、1年目に対しては、広報広聴委員会のところで、1年間まったく進まなかったという苦い経験もあります。ですので、これ、広報広聴委員会を設置していただいた時点で、ある程度かつちりした目標はつけやないかなというふうにも思っておりますので、ちょっと検討内容としてお預かりさせていただきますので、よろしくお願ひします。

その件につきまして、上田委員の意見につきましては、どうでしょうか。皆さん、それでよろしいでしょうか。

吉井委員。

○吉井詩子委員

タイムスケジュール的なものは、確かに考えると、さっきちょっと言いましたけど、この回数でいいのかなということをまず思うのは上田委員と同じです。

それと、さっき委員長がおっしゃった、この骨子案の順番にと、それも一つの、そうやってやったほうが、やりがいとか目的意識を持ちながらやれるかなというのは思います。どっちにせよ、これをやりだしたら時間がかかるとは思います。なので、私としては、

骨子案の順番でって委員長がおっしゃった、それで考えたらどうかと思うんですけど。

◎工村一三委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

この12項目をあげられているんですけど、これ、いわば議会の組織そのものにかかわる問題ね、外枠というか。それと、その議会の内容をどのようにしていくのかというのが、いろいろと混在していると思うんですよね。例えば、「議会のライブ中継」、「会派」はどこちらに入るかわかりにくいんだけど、それから「議長の任期」「通年制」「ペーパーレス化」「市民との意見交換会」「事務局体制」「政務活動費」、このあたりなんか、いわば議会の組織の問題になってくると思うんですけども。

それに対して、「政策立案」って、非常に中身もずいぶん複雑で難しいと思うんだけど、これは議会の内容をどうしていくのかという問題になってくるし、それから、「予算・決算審査のあり方」ですよね。それから、議決事件の問題とか、そこら辺もう少しはっきりと分けて、もしかしたら組織論的な問題を先に片づける必要があるのかなというような気がするんですけどね。まず先にとというか、それもちょっとわからないんだけど。いずれにしても、そこら辺を分解しながら考えたほうがいいのかというように思うんですけどね。

今後の討議の仕方としては、さっき委員長からも提案があったように、この骨子の案に沿ってやっていけばいいと思うんですけど。それとこの今の12項目のところをどういうふうにして、全てがこちらに含まれておるわけではないですからね、この骨子案のほうにね。ないものもあるしね。だから、そうすると、この横に書いてもらっているものを中心にやっていくということ、まずはそういうことになるんですか。

非常に重い問題と形式的に決めていこうという問題とあると思うんですね。そこら辺、もう少し区分けしていかないと議論しにくいかなと思いますけどね。

◎工村一三委員長

まあ、実質上、皆、非常に重いものばかり残ってしまっておるというのはあるんですよ。議会ライブ中継なんかは今度、広報広聴委員会ができれば、そちらの方へお任せできると思うんですけど、通年制の問題とか、本当に、ちょっと重いのが皆残っているということとで前期よりもスピードが落ちておるということもあるんですけどね。

吉岡委員、どうでしょうか。

○吉岡勝裕委員

やはり、議会全体の考え方として、改革先行型という形を皆さんが頭の中に描きながらこれまでやってきたと思うんですけども、やはり改革先行型という言葉の意味を考えると、改革を先行して、それで基本条例をつくっていくんだという、最後の目的というか、そのゴール地点が本当はそこにあるんだらうというふうに思うんです。大分時間はかかっていますけども、改革をこれまでにいろいろと続けては来ましたが、確かに言われるようにスピードが余り早くないところもあるにしてもですね、やはり目的というか、その改革したものを文章として残していくんだという、条例にしていくんだというところ辺をゴールにして考えていくと、早く骨子というものを案から骨子に上げて、そして条例を目指していくというところ辺を進めていかないと、いつまでたっても恐らく改革やってるだけ型になるんじゃないかなというふうなことにも、恐らく他の市議会から見られても、いつになったら基本条例をつくる予定ですか、予定ありませんという話になるだけかなというふうに思いますので、やはりそこら辺の言われたスケジュールというのは、ある程度、骨子はいつまで、条例はいつまでというふうな物差しを、みんながある程度頭の中に入れる必要があるんじゃないかなと。

改革はこれからも、どんどん時代は進んでいきますので、進めていかなければいけないとは思いますが、やはり基本条例をつくろうとするのかしないのか、そこに大きな問題があると思いますので、やはり骨子をもう今の段階で、中間報告をした段階で、今まで

やってきたこと、それを含めて骨子案から骨子に変えていくというふうな作業に移っていったらいいのではないかなというふうに思います。

◎工村一三委員長

はい、ありがとうございました。

副委員長。

もうよろしいね、同じ考え方でね。

皆さん、そういう考え方で、吉岡委員から今お話しがございましたように、タイムスケジュールについては一応、正副でちょっと考えさせていただきまして、できるだけ、いい骨子をつくっていくように、皆さんと一緒にやっていきたいとしますので、よろしくお願ひしたいとします。

上田委員。

○上田修一委員

この前、会津若松へ行って、先進地事例ということを知って来て、また議運としても大津市へ行って知って来たという形の中で、やっぱり変更というか、そういうのは当然、先ほど吉岡委員が知ったように、時代が変わっていけば変えていかないかんで、やっぱり形があつて、それを変えていくという、そういう動作を早く、早い時期にそういうことを全部、100%のものはできなかったにしても、98ぐらいでつくっておいて、あと2%はなんとかつていう形のやり方をしないと結果は出ないというふうに私は知います。

◎工村一三委員長

はい、ありがとうございました。

今後の進め方につきましては、骨子を早急につくり上げていくという形で、進め方としては、次回も少し検討して知いただきたいと知いますけど、この骨子案を前文、目的のところから一つずつ検討していくということで進めて知きたいと知います。

大枠的なタイムスケジュールにつきましては、正副で今後検討していきたいと思っております。どの辺のタイムスケジュールになるか、これから検討していかなければならないと思っておりますけど、案をつくりまして皆様に御提示させていただきたいと思っております。

それでは、今後の進め方につきましては、この程度でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【3 追加検討項目（A及びC）について】

◎工村一三委員長

追加検討項目につきましては、この基本条例骨子の進め方の問題もございますので、次回また検討したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

本日は、この程度で閉会したいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【4 次回の会議のこと】

◎工村一三委員長

それでは、次に最後の、事項書4ですけど、10月15日木曜日、13時30分から開催したいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。よろしくお願ひしたいと思っております。

協議内容としましては、27年9月の定例議会を振り返って、それから、骨子案の検討について、その他ということで、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、次回10月15日木曜日、13時30分から会議を開くことといたします。決定いたしまして、異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

それでは、本日はこの程度で委員会を閉会します。

なお、本日御出席の皆様には開議通知を差し上げませんから、御了承をお願いいたします。御苦勞さんでございました。

閉会 午後 2 時 57 分

傍聴の議員 (2名)

北村 勝、世古口新吾

上記署名する。

平成27年 8 月 26 日

委 員 長

委 員

委 員